

令和2年5月1日

関係監理団体 御中

埼玉県職業能力開発協会
技能検定課長

【重要】埼玉県における 外国人技能実習生等向け技能検定試験の取扱いについて

令和2年4月7日に政府対策本部より緊急事態宣言が発令されたことを受け、埼玉県から「緊急事態措置の実施」についての発表がありました。

その発表を受けまして、埼玉県職業能力開発協会では新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、外国人技能実習生等向け技能検定試験の一部を延期としておりますが、その対象となる期間を以下のとおり延長いたします。

なお、延期の対象となる試験を受け持つ監理団体へは、当協会より直接ご連絡いたします。

- 令和2年4月10日～令和2年5月6日の間に予定していた外国人技能実習生等向け技能検定試験（基礎級・随時級）については、試験再開が可能と判断できるまで延期といたします <令和2年4月9日連絡済>。
- 令和2年5月7日～令和2年5月31日の間に予定している外国人技能実習生等向け技能検定試験（基礎級・随時級）については、試験再開が可能と判断できるまで延期といたします。
- 現時点で再開時期について確たることは申し上げられませんが、当協会が再開可能と判断した段階で、延期となっている試験（4/10～5/31）の計画を改めて策定し、対象となる監理団体へ順次ご案内いたします。
- 延期分以外で、現時点で試験日程が未定の案件につきましては、前述の延期分の対応を終えた後に試験計画を立てることとなるため、通常のスケジュールよりも試験日のご案内が大幅に遅れますので、その点はご了承ください。
- 法務省より、技能検定等の受検ができない場合の取扱い（「特定活動（4か月）」）が公表されております。以下URLより事前にご確認ください。
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html